

千葉県再生可能エネルギー等導入推進基金条例

(設置)

第一条 県は、災害時において拠点となる施設等への再生可能エネルギー源等を利用する設備の導入を推進するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の規定により、千葉県再生可能エネルギー等導入推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、毎年度の歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、毎年度の歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第五条 基金は、災害時において拠点となる施設等への再生可能エネルギー源等を利用する設備の導入の推進を図る事業の資金その他基金の設置の目的を達成するために必要な事業の資金に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、平成二十九年三月三十一日限り、その効力を失う。